

旭川地域森林計画変更計画書

(旭川森林計画区)

自 平成26年4月 1日
計画期間

至 平成36年3月31日

(平成29年12月28日変更)

岡 山 県

平成25年12月27日付けで樹立した旭川地域森林計画（計画期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日まで）を、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により次のとおり変更する。

なお、当計画書は、平成30年4月1日から効力を生ずるものとする。

I 計 画 の 大 綱

- 1 森林計画区の概況
現行計画のとおり（略）
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価
現行計画のとおり（略）
- 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方
現行計画のとおり（略）

II 計 画 事 項

- 第1 計画の対象とする森林の区域 1
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
 - 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
現行計画のとおり（略）
 - (1) 森林の整備及び保全の目標
 - (2) 森林の整備及び保全の基本方針
 - (3) 計画期間内において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等
 - 2 その他必要な事項
現行計画のとおり（略）
- 第3 森林の整備に関する事項
 - 1 森林の立木竹の伐採に関する事項
現行計画のとおり（略）
 - (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針
 - (2) 立木の標準伐期齢に関する指針
 - (3) その他必要な事項
 - 2 造林に関する事項
現行計画のとおり（略）
 - (1) 人工造林に関する指針
 - (2) 天然更新に関する指針
 - (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針
 - (4) その他必要な事項
 - 3 間伐及び保育に関する事項
現行計画のとおり（略）
 - (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針
 - (2) 保育の標準的な方法に関する指針
 - (3) その他必要な事項
 - 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
現行計画のとおり（略）
 - (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針
 - (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針
 - (3) その他必要な事項
 - 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
現行計画のとおり（略）
 - (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方
 - (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方
 - (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方
 - (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方
 - (5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
 - (6) その他必要な事項
 - 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
現行計画のとおり（略）
 - (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針
 - (2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針
 - (3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

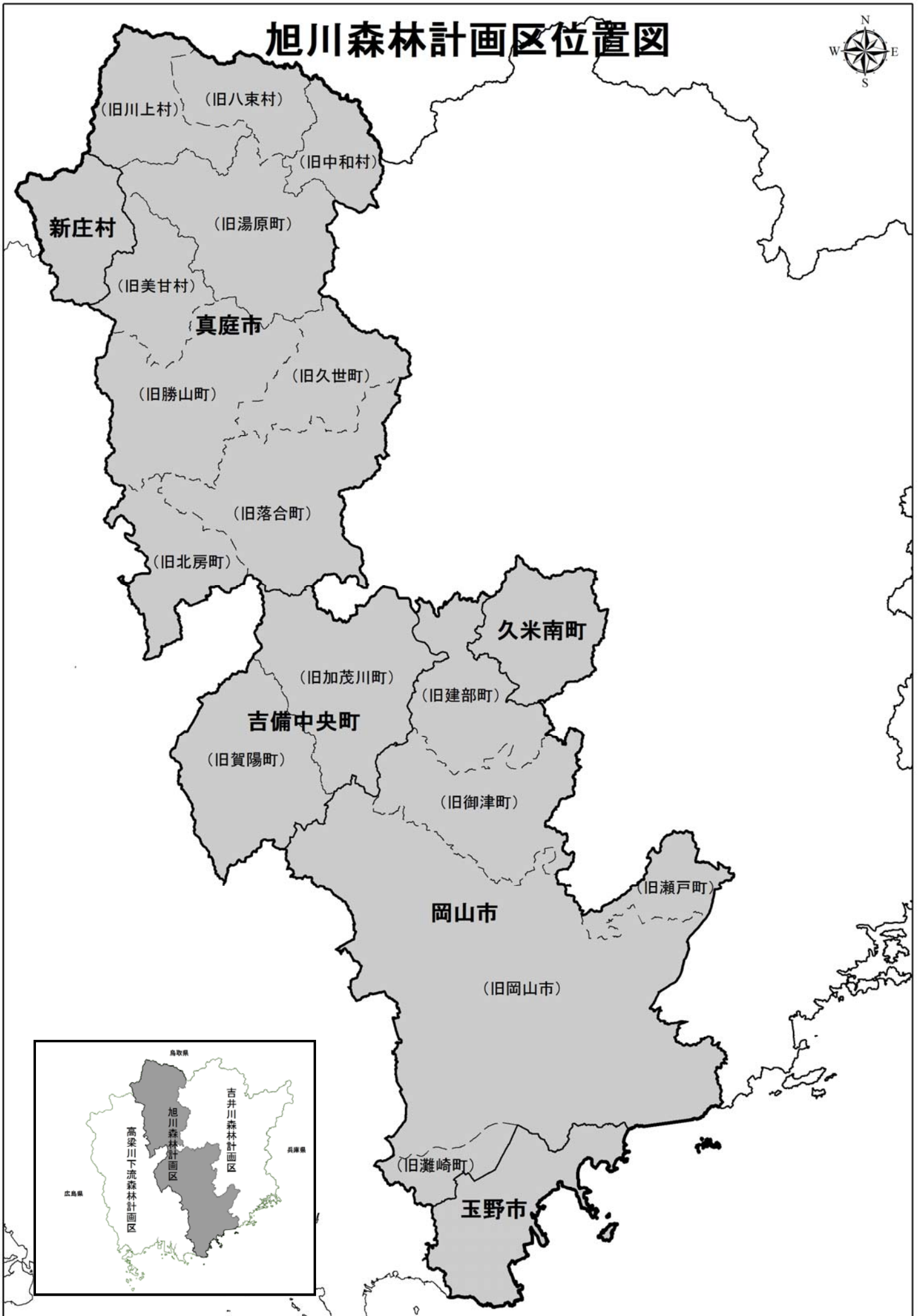
(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	
(5) その他必要な事項	
第4 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項	
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区・・・	2
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	
現行計画のとおり（略）	
(3) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項	
現行計画のとおり（略）	
(4) その他必要な事項	
現行計画のとおり（略）	
2 保安施設に関する事項	
現行計画のとおり（略）	
(1) 保安林の整備に関する方針	
(2) 保安施設地区に関する方針	
(3) 治山事業に関する方針	
(4) 特定保安林の整備に関する事項	
(5) その他必要な事項	
3 鳥獣害の防止に関する事項	
現行計画のとおり（略）	
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	
(2) その他必要な事項	
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
現行計画のとおり（略）	
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	
(3) 林野火災の予防の方針	
(4) その他必要な事項	
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
現行計画のとおり（略）	
(1) 保健機能森林の区域の基準	
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	
第6 計画量等	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	
現行計画のとおり（略）	
2 間伐面積	
現行計画のとおり（略）	
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	
現行計画のとおり（略）	
4 林道の開設及び拡張に関する計画	6
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
現行計画のとおり（略）	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
現行計画のとおり（略）	
(3) 実施すべき治山事業の数量	13
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	17
第7 その他必要な事項	
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	
現行計画のとおり（略）	
2 その他必要な事項	
現行計画のとおり（略）	

Ⅲ 附 属 資 料

現行計画のとおり（略）

- ・「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準」
- ・森林簿（省略）
- ・森林計画図（省略）

旭川森林計画区位置図



Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別森林面積

単位 面積：ha

区分		面積	備考	
総数		125,868.07	森林法第5条第2項第1号の森林	
市町村別 内訳	岡山市	32,340.20		
	旧岡山市	15,699.49		
	旧御津町	7,429.44		
	旧建部町	6,142.96		
	旧瀬戸町	2,230.27		
	旧灘崎町	838.04		
	玉野市	5,837.78		
	真庭市	58,881.79		
	旧北房町	5,150.55		
	旧勝山町	11,216.14		
	旧落合町	10,943.10		
	旧湯原町	9,738.91		
	旧久世町	5,595.52		
	旧美甘村	5,675.85		
	旧川上村	4,124.78		
	旧八束村	3,418.77		
	旧中和村	3,018.17		
	新庄村	5,721.19		
	久米南町	5,129.83		
	吉備中央町	17,957.28		
	旧加茂川町	9,585.08		
	旧賀陽町	8,372.20		
	再掲	備前県民局(地域事務所除く)	56,135.26	
		美作県民局(地域事務所除く)	5,129.83	
		美作県民局真庭地域事務所	64,602.98	

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は森林計画図において図示する区域内の民有林とする。
 2 森林計画図の閲覧場所：県庁、関係県民局・地域事務所、関係市町村事務所
 3 森林計画の対象とする民有林は、森林法第10条の2に基づく林地の開発行為の許可制、森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出制及び森林法第10条の8に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

所 在		面 積	留意すべき事項	備 考 (保安林等)	
市町村	地 区 (該当林小班)				
総 数		28,894.78			
岡 山 市 (計)		9,265.84	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 水害防備 干害防備 魚つき 保健 風致	
旧岡山市	23、24 (イ,ニ)、25 (イ,ロ,ハ)、28~55、57、58 (へ、ト,チ,リ,ヌ,ル)、59~65、68~93、97~105、106 (ロ)、107~117、119 (ロ)、120、122~124、126、127 (イ)、133 (イ)、138~140、141 (イ,ロ)、143 (イ)、146、152、153 (イ)、154、157、158、160、161 (イ,ロ)、163 (イ)、164 (イ,ハ)、166 (イ,ハ)、167、168、173、174 (イ)、175、181~200、201 (ロ)、203、204、207、208、210~212、213 (イ,ロ,ハ,ニ)、214、215 (ロ,ニ)、216、217、218 (イ,ロ,ハ,ニ)、219 (イ,ロ,ニ,ホ,へ)、220 (イ,ロ,ハ,ニ)、221 (ニ,ホ,へ,ト)、222、225 (ロ,ハ,ニ,ホ)、226 (ハ,ニ,ホ)、227、228 (ハ,ニ)、229、230、231 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,へ)、233 (ロ,ハ,ニ,ホ)、234~237、238 (ニ,ホ,へ,ト)、240、242 (ハ)、243 (イ,ロ,ハ,ニ)、244、247 (ロ)、248~250、251 (イ,ロ,ハ,ニ)、255~269、270 (ホ,へ)、271~276、277 (イ,ロ,ハ)、278~281、282 (イ,ロ)、283 (ロ,ハ,ニ,ホ,へ)、284、285 (イ,ロ,ハ,ニ)、286 (ロ,ハ,ニ,へ,ト,チ,リ)、287~297、299 (ロ,ハ,ニ,ホ,へ,ト)、302、305、306 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、308、309 (ロ)、310~331	5,245.28			
旧御津町	7 (ニ)、8 (ニ,ホ)、14 (ロ)、17 (ホ)、19 (ニ,ホ)、20 (イ)、23 (ロ)、25、26 (ロ,ハ)、29 (ニ)、36 (へ)、39 (ハ,ニ)、40 (へ)、41 (ニ,ホ,へ)、42 (ロ,ハ)、45 (イ,へ)、46 (イ,ロ,ハ)、47 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、49、50、51 (ハ,ニ,ト)、52 (イ,ニ,ホ,へ)、53 (ハ)、58 (ロ,ハ)、61 (イ,ロ,ハ,ニ)、62 (ハ,ニ)、66、67、68 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、69、70、71 (ロ,ハ,ニ)、72~74、75 (イ,ロ)、85 (イ)、86 (ロ)、92 (イ,ロ)、93 (ハ)、96 (ロ,ニ)、97 (ロ)、99 (イ,ロ)、101 (ニ)、102 (イ,ロ,ハ)、103 (イ,ロ)、105、106	1,601.20			水源かん養 土砂流出防備 保健
旧建部町	3 (イ,ロ,ハ)、4、5 (ニ)、6、7 (ロ)、10 (ホ)、11 (イ,ロ)、12 (へ,ト)、13 (イ)、14、16~18、21、24 (ロ,ハ,ニ)、25 (ロ)、28~33、35、39、42、43、44 (イ,ロ,ハ,ニ)、45~48、50 (ハ)、51 (イ,ハ,ホ)、52、53 (ロ)、54、64 (へ,ト)、65 (ハ,ニ)、66 (イ,ト)、67 (イ,ホ,へ)、68 (チ)、71 (ハ,ニ,ホ)、72 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,へ,ト,リ)、73 (ハ,ニ,ホ,へ)、77 (ロ)、80 (イ,ロ)、82 (ロ,ハ)、84 (イ)、90 (イ)、94 (ニ,ホ)、100 (ハ,ホ,へ,ト)、101、102 (イ,ロ,ハ,ニ)、103 (イ,ロ,ハ)、104 (ニ)、105 (ロ,ニ,ホ)	1,531.91			水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 水害防備 保健
旧瀬戸町	1、4 (ロ)、5 (ロ,ハ,ニ,ホ,へ,ト)、8、9 (ハ)、10~19、20 (イ,ロ)、21 (ロ,ニ)、22 (イ,ロ)、23~34、35 (ニ)、36 (イ)、37~44	850.20			水源かん養 土砂流出防備 保健
旧灘崎町	1 (ロ,ホ)、8 (ハ,ト)、9、10 (イ,ロ,ハ)、13 (ハ,ニ,ホ)、14、15、16 (イ,ロ,ハ)	37.25	水源かん養		

注：前計画書の数値から変更になったものについては、アンダーラインを記載している。

所 在		面 積	留 意 す べ き 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
玉 野 市	1~3、4 (ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、5~16、19 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、20、21、27 (ホ)、30、34、35、36 (イ、ロ、ハ)、37、38 (ロ、ハ、ト)、39 (イ)、40 (ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、41 (イ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、43 (ハ、ニ、ホ)、44~47、49~66、67 (ロ、ハ、ニ、ヘ)、68、69、70 (ハ、ニ、ホ)、71 (イ、ニ、ホ、ヘ、ト)、72~78、81 (イ)、82 (ハ、ニ)、83、84 (イ、ロ)、86 (ニ)、87 (ロ、ハ)、88~92、93 (イ、ロ、ハ)、94~98、99 (イ、ロ、チ、リ)、100、101 (ニ、ホ)、106 (イ、ロ、ハ)、108 (ニ)、109、110	2,130.84		水源かん養 土砂流出防備 防風 防火 魚つき 保健
真 庭 市	(計)	11,990.38		
旧 北 房 町	1(ロ)、2(イ、ロ、ハ)、3、8、9(イ)、11(ヘ、ト)、12(イ、ロ)、13(ニ、ホ)、20(イ)、26、28(ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、29(ハ、ニ、ホ)、32(ヘ)、33(ハ、ニ、ホ、ヘ)、34(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、35(ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ)、36、37、38(イ、ロ)、41(ハ)、43(ホ、ヘ)、44(イ、ロ、ニ)、45(イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、48(ハ、ニ)、49、50、54~57、58(イ、ロ、ハ、ニ)、60(ロ、ハ、ニ、ホ)、61、62(イ、ロ、ハ)、63~65、66(ニ、ホ)、67(イ、ロ、ハ)、68(ロ、ホ、ト)、69(イ、ハ、ニ)、71、72、73(イ、ロ)、74、75、77(イ)、79(ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ)	736.41	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 保健
旧 勝 山 町	1~6、7(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、10、11、13(ハ、ニ、ホ)、15(ニ、ホ)、16、19、20(イ、ハ、ホ)、21(ニ、ヘ)、24(イ、ロ、ハ、ニ)、25、26(イ、ニ、ホ)、27(ホ)、28~33、34(イ)、35、36(イ、ニ)、37(イ、ロ、ハ)、43(ヘ)、44(イ、ハ、ニ、ホ)、45(イ)、46(ニ)、47~57、58(イ、ニ)、59(イ、ロ、ハ)、60(イ、ロ、ハ)、64、71、72、74、76、77(イ、ハ)、78~85、86(ニ)、87(イ、ロ、ハ)、91(ハ、ニ)、92~99、101(ニ、ホ、ヘ)、102、103(イ、ロ、ハ)、104~116、120、121(イ、ロ、ハ)、122(ホ、ヘ、ト)、123~125、127、129(イ)、131~134、136、137、138(ニ、ホ)、139~145、146(ロ、ハ、ヘ)、147(イ)、150、151(イ、ロ、ハ、ニ)、152(イ、ロ)、153(ロ、ハ、ニ)、157(イ、ロ、ハ、ニ)、158(ハ、ニ)、159(ハ、ニ)、160、161(ニ、ホ、ヘ)、162~164、166(ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、167、168(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、170(ニ、ホ)、171、172、173(イ、ロ、ハ、ニ)、174(ホ)、175(イ、ロ、ハ)、176(ホ)、177(ニ、ホ)、178~180、182(ハ、ニ、ホ、ヘ)、183(イ、ロ、ハ)、184、185(ニ、ホ)、186~190、191(ロ、ハ)、192(ロ、ハ、ニ)、193(ハ、ニ)、195、196、200(ロ、ハ、ニ、ホ)、201(イ、ロ)、202(イ、ロ)、203、204、205(ハ、ニ、ホ)、207(イ、ニ)、209(ニ)、210(ロ、ハ、ニ、ホ)、211(イ、ロ、ハ、ヘ)、212(イ、ロ)、213(ホ)、214(イ、ニ、ホ、ヘ)、215(ホ)、218(ホ)、219、220(イ、ロ)、222(ニ、ホ、ヘ)、223(イ、ニ、ホ)、224、225	2,739.21		水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 落石防止 風致
旧 落 合 町	2(ロ、ハ)、3(ロ、ハ、ニ)、5(ハ)、6(ロ、ヘ)、7(ニ、ホ、ヘ)、10(ロ、ニ、ホ、ヘ)、11、12、13(イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、14(ロ、ニ、ヘ、ト)、15(ロ、ハ、ニ)、16、17、18(イ、ロ、ハ)、19(ホ、ヘ、チ)、20(ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ)、23(チ、リ、又)、24(イ、ロ、ハ)、25(ハ、ニ)、27(ホ、ヘ)、28(イ、ロ、ハ)、29(チ)、30、31、32(イ、ロ、ハ、ニ、ヘ、ト、チ)、34(ニ、ホ、ヘ、ト)、35(ニ)、36(ハ、ニ、ホ)、37(ロ、ヘ)、39(ニ、ホ、ヘ)、40、41(イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、44(ロ、ハ、ニ、ホ)、45(ハ、ニ)、48(ロ、ヘ)、49、51(イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ)、52(ロ、ハ、ニ)、53(ハ、ニ)、54(ニ、ホ、ヘ)、55(イ、ロ、ニ、ヘ)、56(イ、ロ)、57(ロ)、58(イ)、60(ホ)、61(ニ)、65(ニ)、66(ハ、ニ、ホ)、67(ヘ)、68、72(ロ)、73(ハ、ニ、ト)、74(ヘ)、75(イ、ロ)、76(ロ)、77(イ、ロ、ハ、ニ)、79(イ、ロ)、84(イ)、87(ロ、ハ、ニ)、90(ハ、ニ)、91(ロ、ニ)、94(ヘ、ト)、95(イ、ロ、ハ、ニ)、96(イ、ロ)、97(ホ、ヘ、ト、チ)、99(イ、ロ、ハ、ニ、ヘ、ト)、100(ロ、ハ)、101(イ、ロ、ハ)、102(イ、ロ)、104(ロ、ハ、ニ、ホ)、105(ニ)、106(イ)、107(ロ、ハ)、108(イ、ニ)、109(ロ、ハ、ニ)、110(イ)、111(イ、ロ、ニ、ホ)、112(ロ、ハ、ニ)、113(イ、ロ)、117(ハ)、118(ロ、ハ)、120(イ、ロ、ハ)、121(ハ)、125(イ)、126(イ、ロ、ハ、ニ)、127(ホ)、128(ロ、ニ)、129(ロ、ハ)、130(ハ)、133、134(イ、ロ)、135(イ、ロ、ハ)、136(ロ、ハ)、137(ニ、ホ)、138(ホ、ヘ)、139(イ)、141(ハ)、142(イ、ロ、ニ、ヘ)、143(イ、ロ)、144(ニ、ホ)、147(イ)、148(イ、ロ、ハ)、149(ニ、ホ)、150(イ、ロ)、151(ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、154(ハ)、156(ロ、ハ、ニ)、157(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、159(イ、ロ)、160、161(ニ)、162(ロ、ハ、ニ、ホ)、163(イ、ロ、ハ、ホ、ヘ)、164(ホ)、165~168、170(イ)、173(ロ、ハ、ニ、ホ)、175(イ)、176(ニ、ホ)、177、178(ハ)、179(ロ、ハ、ニ、ホ)、180(ロ、ハ、ホ、ヘ)、184(ヘ)、185(ニ、ホ、ト)、186(イ、ロ、ハ、ニ)、187(ホ)、191、192(ニ、ホ、ヘ)、193(イ、ロ、ニ、ホ、ヘ)、194(ハ、ニ、ホ)	1,863.68		水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 保健 風致

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
旧湯原町	1~11、12(口)、14(ハ)、15(口、ハ)、16(口)、17(ニ)、18(口、ハ)、19、20、21(イ、ロ、ハ)、34、35(イ、ロ、ハ)、40(ハ)、41(イ、ロ、ハ、ニ)、42(ハ、ニ、ホ)、43(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、46~72、74(ホ、ヘ)、75(イ)、76(ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、77(ハ、ニ、ホ)、78(ハ、ニ、ホ、ヘ)、79(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、80(ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、81(ホ、ヘ、ト)、87(ニ、ホ、ヘ、ト、チ)、88、89(チ)、90、91(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、92(口、ハ、ニ、ホ、ヘ)、93、98~109、110(イ、ハ)、111(ニ、ホ)、112(ハ、ヘ、チ)、113(ニ、ホ、ヘ)、114(イ)、115、116(口)、119(イ、ロ)、120、121、122(イ、ロ)、124~142、143(ハ、ニ、ホ)、144~149、151~169	2,176.26		水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 なだれ防止 落石防止 保健 風致
旧久世町	1、2、4(ニ)、5(ハ、ホ)、8(口、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、9(イ、ロ、ハ、ヘ)、10(イ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、11(ニ、ホ)、12(イ、ロ、ハ、ニ、ヘ、ト)、13(ホ)、15、16(イ、ロ、ハ)、18(口、ハ、ニ、ホ)、19、20(ニ、ヘ)、21(ハ、ニ)、22~25、26(イ、ロ、ハ)、27(口、ハ、ホ、ヘ、ト)、29(ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、30、31、32(イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、34(ニ)、38(イ、ロ、ハ)、41、48(ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、49、50、51(イ、ロ)、53(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、54(ヘ、ト)、55(イ、ヘ、ト、チ、リ)、56(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、57、58(口、ハ、ニ、ホ)、64(イ、ロ、ハ、ニ)、67(ニ、ホ、ヘ)、69(ニ、ホ、ヘ、ト、チ)、70(イ、ハ、ニ、ト)、71(チ、リ)、72(イ、ロ、ヘ)、73(ハ、ニ)、74(ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ)、75(イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、76(イ、ロ、ト、チ)、77(口、ハ、ニ、ヘ、ト、チ)、80(ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、81、85、86(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、88(ニ、ホ、ヘ)、89(ハ、ニ)、90(口、ハ)、91、95(イ、ロ、ハ、ニ)、96(ハ)	1,139.11	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によつて許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備 保健
旧美甘村	1~13、14(イ、ロ)、19(ニ、ホ)、20、21(イ)、23(イ)、24(ハ、ニ)、26~35、36(イ、ロ、ハ)、37(口、ニ、ホ)、38、39、40(イ)、41(ホ、ヘ)、43(ハ、ニ)、44、45、46(ホ、ヘ)、47、49(口、ハ、ニ、ホ、ヘ)、50~55、56(イ、ロ、ハ、ニ)、57、58、59(口、ハ、ニ、ホ)、60(イ、ニ)、62(ヘ)、63~67、69、70、72(ヘ)、73(イ、ロ、ハ、ニ)、74(口、ハ、ニ)、75(イ、ロ)、77(口、ハ、ニ、ホ)、78(イ、ロ、ハ)、79(口、ハ、ニ)、80(ホ)、84(ハ、ニ、ホ)、85、86、87(イ、ロ、ハ、ニ)、90(ニ)、91、92(イ、ロ、ハ)、93(ニ、ホ)、94~108、109(ホ)、110~113	977.29		水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 なだれ防止 保健
旧川上村	2(口、ハ)、5(口、ハ)、6(イ、ロ)、7~9、11、12(口)、13(イ、ロ)、14(イ)、21、22、23(イ)、25、26、28、29(口、ハ)、32(口、ニ)、33(イ、ロ)、34、35(口)、36(イ)、37(イ、ロ)、38~40、44~47、48(イ、ロ)、49(ホ)、52(ハ)、53(ニ)、54(イ)、56~61	601.15		水源かん養 土砂流出防備 保健
旧八束村	2~6、9(口)、10~13、16(口)、17~20、23~26、27(ハ)、32(口、ハ、ニ)、33(イ、ロ、ハ)、34(ハ、ニ)、35(イ、ロ)、37(口)、38(ハ、ニ、ホ)、39(イ、ロ)、40(ハ、ニ、ホ、ヘ)、41(ホ)、42(イ、ロ、ハ、ニ)、44、46(口、ハ)、47(ホ、ヘ)、48(イ、ロ、ハ)、49(イ、ホ)、50、53(口)	1,479.38		水源かん養 保健

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
旧中和村	2 (ホ)、4 (ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、5 (ロ、ハ、ニ、ホ)、6 (ホ、ヘ、ト)、7、9 (ニ、ホ)、10 (ニ、ホ、ヘ)、11、12 (イ、ロ)、13 (ホ、ヘ、ト、チ、リ)、14 (ヘ)、15 (ニ、ホ)、19 (ハ、ニ、ホ)、20 (ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ)、21、22 (イ、ロ、ヘ)、23 (ハ、ニ)、24~28、29 (ロ、ハ、ニ、ホ)、30 (ロ、ハ、ニ)、32 (ホ)、33、34 (イ、ハ、ニ)、35 (ハ、ニ、ホ)、36 (ハ、ヘ、ト、チ)、37 (ロ、ハ)、43 (ヘ、ト)、44、45 (ロ、ハ)、47 (ホ)、48 (ロ、ホ、ヘ)、49 (イ、ロ)、50 (ト)、53 (ハ、ニ、ホ、ヘ)	277.89		水源かん養 防霧 保健
新 庄 村	1 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ)、3 (ロ)、5 (ハ、ニ)、8、9 (イ、ハ、ニ)、10 (イ、ロ)、11 (ハ)、14 (ロ、ハ)、15 (ロ、ハ)、16 (イ、ロ、ハ)、17 (イ、ニ)、18 (イ、ロ)、19 (ロ、ハ、ニ、ホ)、20、21 (イ、ロ)、22 (イ)、23 (ハ)、24 (イ)、25 (ニ)、26 (イ、ニ、ホ)、27 (ハ、ニ)、28、29、30 (イ)、32 (ハ)、33、35 (ロ、ハ、ホ)、36 (イ、ロ)、37~39、40 (イ、ロ、ハ、ニ)、41、42、43 (イ、ロ)、44 (イ)、45 (イ)、47 (ロ、ハ)、48~59、60 (ロ、ハ)、61 (ロ)、64~68、69 (イ)、70 (ロ、ハ、ニ)、71~82、83 (イ)、84 (ロ、ハ)、85 (イ、ロ)、86 (ロ、ハ)、87 (ロ、ニ)、88、89 (イ、ロ)、90 (ロ、ニ)、91、92、94 (ニ)、95 (ロ、ホ)、96~99、100 (ロ、ハ)、101 (イ、ロ、ハ)、106 (イ、ロ、ハ、ニ)	1,952.13		水源かん養 土砂流出防備 保健
久米南町	1 (ハ)、2 (イ、ハ、ニ、ホ)、3 (ヘ、ト)、7 (ニ、ホ)、8 (ロ、ヘ、ト、チ)、9 (イ、ロ)、11 (ハ、ヘ)、13 (イ、ロ、ハ)、15 (ヘ、ト)、16 (ハ、ニ)、17、18 (イ)、20 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、21、22 (ハ、ニ)、29 (ニ)、30 (ロ、ハ)、34 (ニ)、35 (ニ、ホ)、36 (ハ、ニ、ホ、ヘ)、44 (ト、チ、リ)、45 (ロ、ハ、ニ)、46 (ヘ)、47 (ニ、ホ、ヘ)、48~51、52 (イ、ロ、ハ、ニ)、62 (イ)、63 (ホ、ヘ)、65 (ヘ)、66、74 (ハ)、78 (ニ、ホ)、79 (イ、ロ)、86 (ロ、ハ)、91 (チ)、95 (ヘ)	681.47	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によつて許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備
吉備中央町		2,874.12		
旧加茂川町	18 (ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ)、19、25 (ニ、ホ)、26 (ニ)、27 (イ、ヘ)、31 (ワ、カ、ヨ)、32 (ロ、ハ)、35、36 (イ)、41 (ロ、ハ、ニ)、62、65 (ホ)、66~71、74 (イ、ロ、ハ、ト、チ、リ)、75 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、76、87 (ニ)、93、94 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、95 (ロ、ハ、ニ、ホ)、97、104 (イ、ハ)、105 (ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、107 (イ、ロ、ホ、ヘ、ト)、108 (ヘ、ト)、120、121、123 (ロ)、126 (ホ、ヘ)、127 (ニ、ホ)、128 (イ、ロ)、129 (イ、ロ、ハ)、134 (ハ、ニ、ホ、ヘ)、135、136 (ハ、ヘ、ト)、146 (ハ、ニ、ホ)、150 (ハ、ニ、ホ)、152 (ニ、ホ、ヘ)、153 (ロ)、154 (ハ、ニ、ホ)、155、156 (イ、ロ)、157 (ト、チ)、163 (ハ、ト)、164 (イ、ホ)、175 (ト)、176 (ロ、ハ、ニ、ホ)	1,260.31		水源かん養 土砂流出防備 保健
旧賀陽町	1~4、5 (ロ)、6 (ロ、ハ)、7 (イ、ロ、ハ)、8 (ハ、ニ、ホ、ヘ)、9、13 (ロ、ハ、ニ)、14 (イ、ロ、ハ、ニ)、15 (イ)、16 (イ)、18 (ロ、ハ、ニ)、19 (ロ、ハ)、22 (イ、ロ、ハ)、26 (ハ)、28 (ロ)、31 (ロ)、32 (ロ)、33、34 (イ)、35、36、37 (イ)、40 (ニ)、41、42 (イ、ロ)、43 (ハ)、45 (ハ)、46 (ニ)、49 (ロ、ハ)、52 (イ)、53 (ニ)、59 (イ、ロ、ハ)、60 (イ、ロ、ハ)、64 (イ、ロ、ハ、ニ)、67 (ロ、ハ、ニ)、69 (ロ)、74 (イ、ロ)、75 (イ、ロ)、76 (イ)、86 (ロ)、89、93~95、96 (イ)、98 (イ)、102 (ハ)、110 (ニ、ホ、ヘ)、111、115 (イ、ロ)、116、119~121、123 (イ)、124 (ロ)、126 (ハ)、134 (ロ)、135 (イ)、138 (ニ)、139 (イ)、140 (ロ、ハ)、141 (イ)、142 (ロ、ハ、ニ)、143 (ハ、ニ)、145~147、149	1,613.81		水源かん養 土砂流出防備

4 林道の開設及び拡張に関する計画

ア 計画区開設延長等

単位 延長：m、(改良：箇所数)

区分	開設				拡張		備考
	総数	基幹	その他	改築	改良	舗装	
総数	70,052	0	67,722	2,330	124	94,675	

イ 路線別開設延長等

単位 延長：m、面積：ha

開設 種別	区分	市町村名	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との	備考	
							連絡調整の 必要の有無		
開 自 林 動 車 道 ・ 新 設 道	開設	開設総数	62路線	70,052					
		(新設)計	57路線	67,722					
		その他計	57路線	67,722					
		岡山市	15路線	16,900					
		旧岡山市	掛畑	1,750	160		無		
			中牧	1,396	34		無		
			苫田	1,900	121		無		
			栢谷	1,889	136		無		
			掛畑1号	1,000	40		無		
			栗井	305	202		無		
		計	6路線	8,240					
		旧御津町	田土	1,787	99		無		
			鼓田	483	53		無		
			計	2路線	2,270				
		旧瀬戸町	木庭	670	56		無		
			奥谷	890	104		無		
			坂根南	1,520	100		無		
			寺奥西	570	30		無		
			計	4路線	3,650				
		旧建部町	大池	2,020	86		無		
			土師方	400	33		無		
			三納谷	320	43		無		
		計	3路線	2,740					
		玉野市	後閑	1,300	30		無		
			常山	2,000	64		無		
			永井	2,000	70		無		
			計	3路線	5,300				
		吉備中央町	10路線	14,770					
		旧加茂川町	虬井田	1,600	39		無		
			三谷大木	1,800	39		無		
ふくろ谷	1,700		42		無				
中山	1,000		95		無				
引撫大勝	2,500		67		無				
立石美原	1,000		62		無				
計	6路線		9,600						
旧賀陽町	丸田	1,960	62		無				
	高間	1,000	150		無				
	清水	1,000	100		無				
	刈尾	1,210	100		無				
	計	4路線	5,170						

単位 延長：m、面積：ha

開設別	種別	区分	市町村名	路線名	延長	利用区域面積	前半5カ年の計画箇所	国有林との	備考
								連絡調整の 必要の有無	
開設	自動車道	林	真庭市	26路線	28,682				
			旧北房町	上合地・井尾	2,200	115		無	
				塩谷	1,000	29		無	
				大谷	400	18		無	
				蓬原・多和山	900	30		無	
				阿口・境	1,000	35		無	
				大野呂山	800	30		無	
				三谷・草谷	900	33		無	
			計	7路線	7,200				
			旧勝山町	柴原原方	1,000	30		無	
				計	1路線	1,000			
			旧落合町	岩倉	700	52		無	
				見明谷	700	31		無	
				間瀬	2,605	230		無	
				計	3路線	4,005			
			旧湯原町	西の谷	400	47		無	
				白根	1,600	83		無	
				日尾谷	500	85		無	
				大谷奥	4,500	248		無	
			計	4路線	7,000				
			旧久世町	山生	500	262		無	
				西谷	900	174		無	
				菅ヶ峠	400	47		無	
				長田	1,000	39		無	
			計	4路線	2,800				
			旧美甘村	吉谷	270	121		無	
				平島	990	251		無	
				計	2路線	1,260			
			旧川上村	川上1号	1,470	589	○	有	
				天の岩戸	347	33		無	
				計	2路線	1,817			
			旧八束村	油頭	1,270	31		無	
計	1路線	1,270							
旧中和村	向山	1,630	11		無				
	谷奥	700	39		無				
	計	2路線	2,330						

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	延 長	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との	備 考
								連絡調整の 必要の有無	
開 設	自動車道・新設	林道	新庄村	宝田	170	71		無	
			計	1路線	170				
		久米南町	西山	1,400	75		無		
			松陰地	500	50		無		
		計	2路線	1,900					
		改築	林道	(改築) 計	5路線	2,330			
	吉備中央町			1路線	330				
	旧加茂川町			三 飛	330	108		無	
			計	1路線	330				
	築道		真庭市	4路線	2,000				
			旧勝山町	大来尾	900	125		無	
				藤波北谷	200	82		無	
				曲り首尾	400	30		無	
				柴原向	500	68		無	
		計	4路線	2,000					
再計	備前県民局（地域事務所除く）		29路線	37,300					
	美作県民局（地域事務所除く）		2路線	1,900					
	美作県民局真庭地域事務所		31路線	30,852					

単位 箇所：箇所数、面積：ha

開設 種別	種別	区分	市町村名	路線名	箇所	利用 区域 面積	前半5カ年の 計画箇所	国有林との		備考		
								連絡調整の 必要の有無				
拡 自 林 動 車 道 改 良 道	林	道	(改良)計	63路線	124							
			基幹計	2路線	3							
			真庭市	(森林基幹) 作 備	2	1,473			無		法面・路肩	
			真庭市	(森林基幹) 作 西	1	1,892			無		法面改良	
			その他計	61路線	121							
			岡 山 市	10路線	31							
			旧岡山市 計	宝 伝	1	72	○		無			局部改良
				1路線	1							
			旧灘崎町 計	彦 崎	3	125			無			法面・局部
				川 彦	3	88			無			法面・局部
				迫 川	3	74			無			法面・局部
				片 岡	2	61			無			法面・局部
				明石山	4	56			無			法面・局部
				大 植	2	31			無			法面・局部
				6路線	17							
			旧建部町 計	宮ヶ谷	1	13			無			幅員改良
				阿弥陀	9	319			無			法面改良
				長 畝	3	42	○		無			局部改良
			3路線	13								
			玉野市	追間	5	108	○		無			路肩改良
			計	1路線	5							
			吉備中央町	4路線	5							
			旧加茂川町 計	和 中	1	88			無			幅員改良
				三 飛	1	108			無			幅員改良
				日山谷	1	144			無			幅員改良
				桜久保	2	105	○		無			路肩改良
			4路線	5								
			真庭市	39路線	63							
			旧北房町 計	三 谷	2	65			無			幅員改良
				境	2	55			無			幅員改良
			2路線	4								
			旧勝山町 計	星 山	2	242			無			法面改良
				大ナル	2	41			無			幅員改良
				藤波北谷	1	82			無			路肩改良
				山久世	1	303	○		無			法面改良
			4路線	6								
			旧落合町 計	清水寺	1	119			無			路肩保護
				木山大谷	1	95			無			路肩保護
				辻 谷	2	96			無			法面改良
				大京谷	10	114	○		無			局部改良
				上山長虬	1	140	○		無			法面改良
				東谷	2	97	○		無			局部改良
月田越	3	426		○		無			局部改良			
7路線	20											
旧湯原町 計	山 谷	1	42			無			付替道路			
	板井戸	1	156	○		無			局部改良			
2路線	2											
旧久世町 計	横 畝	1	193			無			局部改良			
	赤目石	1	132			無			局部改良			
	セビ谷	1	126			無			局部改良			
	鴻 殖	1	119			無			局部改良			
	惣	1	61			無			幅員改良			
	西 谷	1	169			無			幅員改良			
	木 谷	1	168			無			局部改良			
	江 森	1	165			無			幅員改良			
	鍋 谷	1	121			無			局部改良			
	芦 谷	1	102			無			局部・法面			
	小 谷	1	178			無			局部改良			
	銅々	1	38			無			法面改良			
12路線	12											

単位 箇所：箇所数、面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	箇所	利用 区域 面積	前半5ヵ年の 計画箇所	国有林との	備考			
								連絡調整の 必要の有無				
拡 自 林 動 車 道 ・ 改 良 道			真庭市									
			旧美甘村	黒畑	1	356		無	幅員改良			
				延風	1	609		無	局部改良			
				七段	1	58		無	法面改良			
				河田山路	2	263		無	法面改良			
				月ヶ峠	1	84		無	幅員改良			
				湯谷	1	127		無	幅員改良			
				矢渕	2	240	○	無	法面・局部			
				吉谷	2	121	○	無	局部改良			
			計	8路線	11							
			旧川上村	川上1号	1	587		無	法面改良			
				川上2号	2	366	○	無	局部改良			
				計	2路線	3						
			旧中和村	栃木谷	1	71		無	局部改良			
				美作北2号	4	376	○	無	法面改良			
				計	2路線	5						
			新庄村	田井二ツ橋	5	165	○	無	法面改良			
				茅見奥	1	88		無	法面改良			
				田槇	2	53		無	法面改良			
				中谷浦手	1	61		無	法面改良			
				茂村耳スエ	6	296		無	法面改良			
				潤谷	1	205		無	法面改良			
				高下	1	303	○	無	局部改良			
			計	7路線	17							
			再計			備前県民局（地域事務所除く）	15路線	41				
						美作県民局（地域事務所除く）	0路線	0				
						美作県民局真庭地域事務所	48路線	82				

単位 延長：m、面積：ha

開設 種別	種別	区	市町村名	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備考
舗 道 ・ 道 装 張	林 動 車 道	自 舗	(舗装) 計	58路線	94,675				
			基幹 計	1路線	11,270				
			真庭市	(森林基幹) 作 備	11,270	1,473	○	有	
			その他 計	57路線	83,405				
			岡山市	13路線	13,068				
			旧岡山市	掛 畑	1,750	160		無	
				中 牧	1,396	31		無	
				掛畑1号	1,000	40		無	
			計	3路線	4,146				
			旧御津町	田 土	1,797	152		無	
				鼓 田	483	53		無	
			計	2路線	2,280				
			旧建部町	大 岩	1,000	31		無	
				計	1路線	1,000			
			旧灘崎町	彦 崎	520	125		無	
				川 彦	740	88		無	
				迫 川	210	74		無	
				片 岡	350	61		無	
				明石山	680	56		無	
				大 植	120	31		無	
			計	6路線	2,620				
			旧瀬戸町	塩 井	3,022	99		無	
				計	1路線	3,022			
			吉備中央町	17路線	29,032				
			旧加茂川町	宮の谷1号	150	58		無	
				三 飛	400	108		無	
				大 谷	1,100	36		無	
				年末水谷	3,600	366		無	
				行森柿山	700	39		無	
				日山谷	2,100	144	○	無	
				引撫大師	1,800	60		無	
				久西谷	700	57		無	
				中 山	1,000	46		無	
				尾山坂	1,461	38	○	無	
				引撫大勝	1,200	67		無	
			計	11路線	14,211				
			旧賀陽町	大 蔵	3,716	32		無	
				舞 地	2,145	45		無	
				国曾の奥	1,460	62		無	
				高 間	2,500	150		無	
清 水	3,000	100			無				
友 田	2,000	30			無				
計	6路線	14,821							

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との	備考
								連絡調整の 必要の有無	
拡 自 林 動 車 道 ・ 舗 道 装 張			真庭市	25路線	30,859				
			旧北房町 計	大谷	320	18		無	
				1路線	320				
			旧勝山町 計	曲り野呂	2,700	131		無	
				1路線	2,700				
			旧落合町 計	間瀬	800	355		無	
				上山長岨	2,600	140	○	無	
				2路線	3,400				
			旧湯原町 計	山谷	700	42	○	無	
				一の谷	400	194		無	
				日尾	600	120		無	
				羽部	150	13		無	
				小谷	200	38		無	
				中山	200	19		無	
				中山上	400	28		無	
				山根	700	118		無	
				金井谷	800	41		無	
			9路線	4,150					
			旧久世町 計	木谷南谷	93	93		無	
				三坂	200	211		無	
				東明	2,282	83		無	
				横畝	130	169		無	
			4路線	2,705					
			旧美甘村 計	林ヶ成	800	63		無	
				矢渕	2,700	240		無	
				月ヶ岨	3,200	84		無	
			3路線	6,700					
			旧川上村 計	川上1号	8,000	587		無	
				天の岩戸	1,037	34		無	
			2路線	9,037					
			旧中和村 計	登り畝	747	114		無	
				四幸	900	176		無	
				美作北2号	200	376		無	
3路線	1,847								
新庄村 計	茂村耳スエ	5,746	296		無				
	田井二ツ橋	4,700	165		無				
	2路線	10,446							
再 計			備前県民局（地域事務所除く）	30路線	42,100				
			美作県民局（地域事務所除く）	0路線	0				
			美作県民局真庭地域事務所	28路線	52,575				

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

現行計画のとおり (略)

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

現行計画のとおり (略)

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数		主 な 工 種	備 考
市町村	区 域		前半5ヵ年の計画		
岡山市					
旧岡山市	5	2		溪間工	
	6	1		溪間工	
	16	1	1	溪間工・山腹工	
	23	1		山腹工	
	33	1	1	山腹工	
旧御津町	20	2		山腹工	
	23	1		溪間工	
	52	1		溪間工	
	63	1		山腹工	
	89	1	1	溪間工	
旧灘崎町	11	1	1	山腹工	
旧瀬戸町	23	1	1	溪間工	
	24	1	1	森林整備	
	25	1	1	森林整備	
	25	1	1	溪間工	
	43	3		溪間工	
旧建部町	14	2	2	溪間工・山腹工	
	29	1	1	山腹工	
	66	1	1	溪間工	
	73	1	1	溪間工	
玉野市	5	2	2	溪間工・山腹工・森林整備	
	38	2		溪間工	
	40	1	1	山腹工	
	49	1	1	山腹工	
	52	1		山腹工	
	55	1		山腹工	
	58	1		溪間工	
	60	1		溪間工	
	62, 63, 64	2	1	森林整備	
	59, 83, 84	2	1	森林整備	
	64	1	1	溪間工	
	88	1		溪間工	
	109	1		山腹工	

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数		主 な 工 種	備 考
市町村	区 域		前半5ヵ年の計画		
吉備中央町					
旧加茂川町	83	1	1	山腹工	
旧賀陽町	18	1		森林整備	
	26	1		溪間工	
	177	1	1	溪間工	
真庭市					
旧北房町	3	1	1	森林整備（本数調整伐）	
	7	1		溪間工	
	15	1		溪間工	
	16	1		溪間工	
	52	1		溪間工	
旧勝山町	1	1	1	森林整備（本数調整伐）	
	2	1		溪間工	
	16	1		溪間工	
	39	1		溪間工	
	56	1		溪間工	
	66	1		溪間工	
	109, 110, 111	1	1	山腹工	
	112	1	1	山腹工	
	117	1	1	山腹工	
	125	1	1	山腹工	
	137	1	1	溪間工	
	158	2	2	溪間工	
	161	1	1	山腹工	
197	1	1	溪間工		
旧落合町	1	1		溪間工	
	3, 4	1		溪間工	
	35, 36	2		溪間工	
	51	1	1	溪間工	
	107	2	1	溪間工	
	123	1		溪間工	
	127	1	1	溪間工	
	128	1	1	溪間工	
	135	1		溪間工	
	179	1		溪間工	
182	1		溪間工		
193	1		溪間工		

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数	前半5ヵ年の計画	主 な 工 種	備 考
市町村	区 域				
真庭市					
旧湯原町	1	2	1	山腹工 森林整備（本数調整伐）	
	42	1	1	溪間工	
	66, 67, 68	2		森林整備（本数調整伐）	
	70, 71	1		溪間工	
	139	1	1	森林整備（本数調整伐）	
	164	1		溪間工	
旧久世町	17	1		溪間工	
	34	1	1	山腹工	
	38	1		溪間工、山腹工	
	49	2	1	溪間工、山腹工	
	50	1		山腹工	
	62, 63	1	1	溪間工	
	73	1		溪間工	
	78	2	1	溪間工	
旧美甘村	115, 116	1	1	溪間工	
	6, 7, 8	1	1	山腹工	
	25, 26, 27	2	1	森林整備（本数調整伐）	
	46	1		溪間工	
	59	1		溪間工	
	74, 77, 78	2	1	森林整備（本数調整伐）	
	79	1	1	溪間工	
	83	1	1	溪間工	
	85	1		溪間工	
	97, 98	1	1	森林整備（本数調整伐）	
旧川上村	110	1		溪間工	
	111	1	1	溪間工	
	22	1		溪間工	
	26	1		溪間工	
	36, 37, 38	2	1	森林整備（本数調整伐）	
	46	1	1	山腹工	
旧八束村	47	1	1	森林整備（本数調整伐）	
	59	7	5	山腹工 森林整備（本数調整伐）	
	5	1		溪間工	
	7	1	1	溪間工	
旧中和村	48, 49	1	1	森林整備（本数調整伐）	
	54	1	1	森林整備（本数調整伐）	
旧中和村	28	1	1	森林整備（本数調整伐）	
	52	1		溪間工	

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数	前半5ヵ年の計画	主 な 工 種	備 考
市町村	区 域				
新庄村	3	1		溪間工、山腹工	
	13	1	1	溪間工	
	26	1		溪間工	
	64	1		溪間工	
	92	1	1	溪間工	
久米南町	38	1	1	森林整備（本数調整伐）	
	45	1	1	森林整備（本数調整伐）	
	80	1		溪間工	
合計		<u>139</u>			
再	備前県民局（地域事務所除く）	<u>46</u>			
	美作県民局（地域事務所除く）	3			
掲	美作県民局（真庭地域事務所）	<u>90</u>			

